



## 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」 の成果・展望

平成28年3月14日

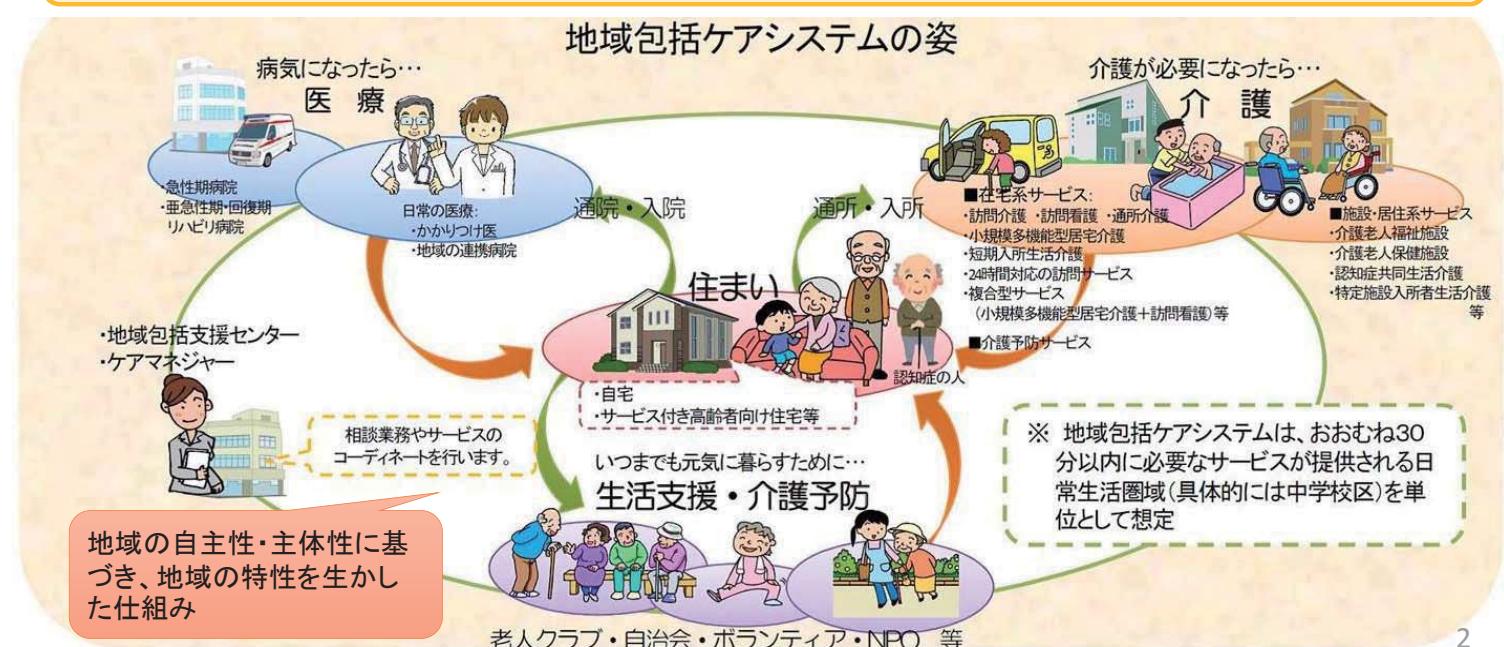


教授 白川 泰之

1

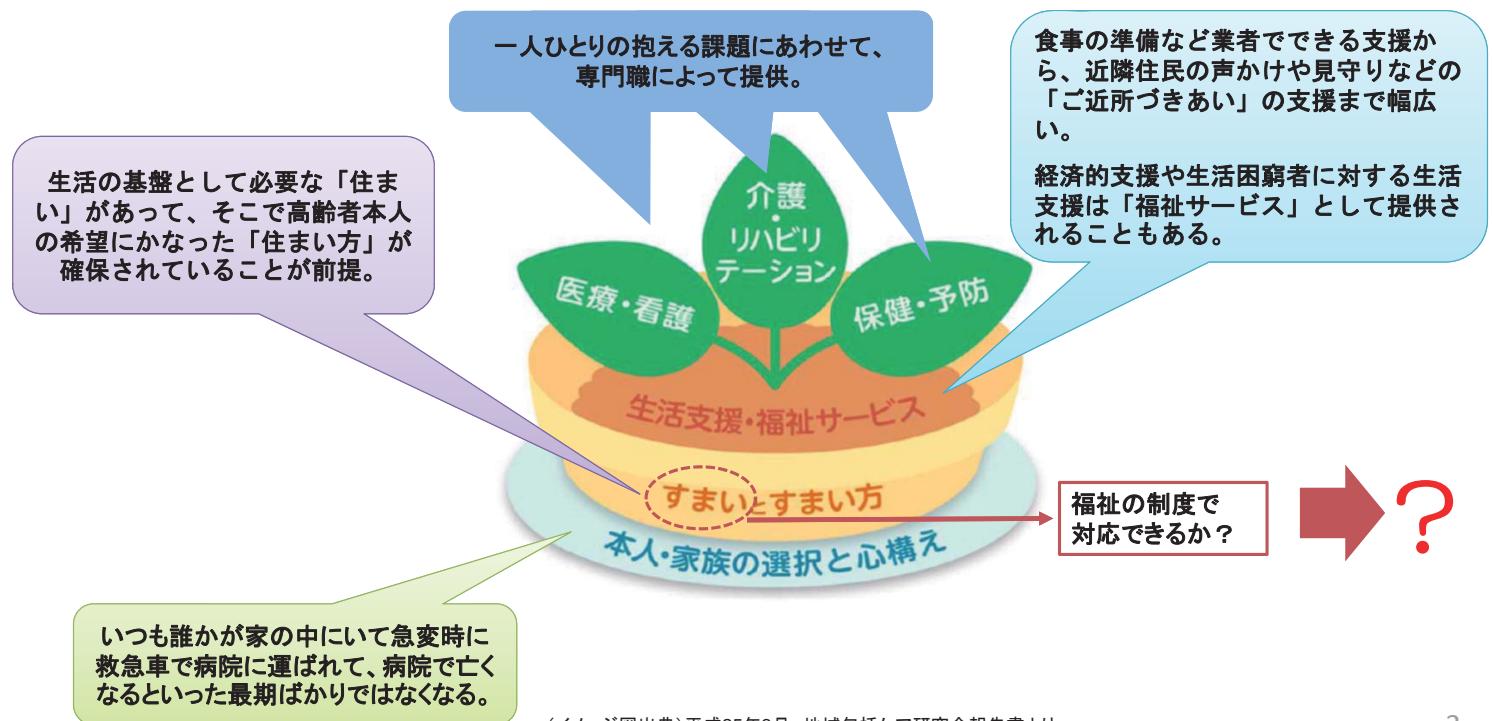
### 1 地域包括ケアシステムと住まい

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を目標に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、住まい・医療・介護・予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。



2

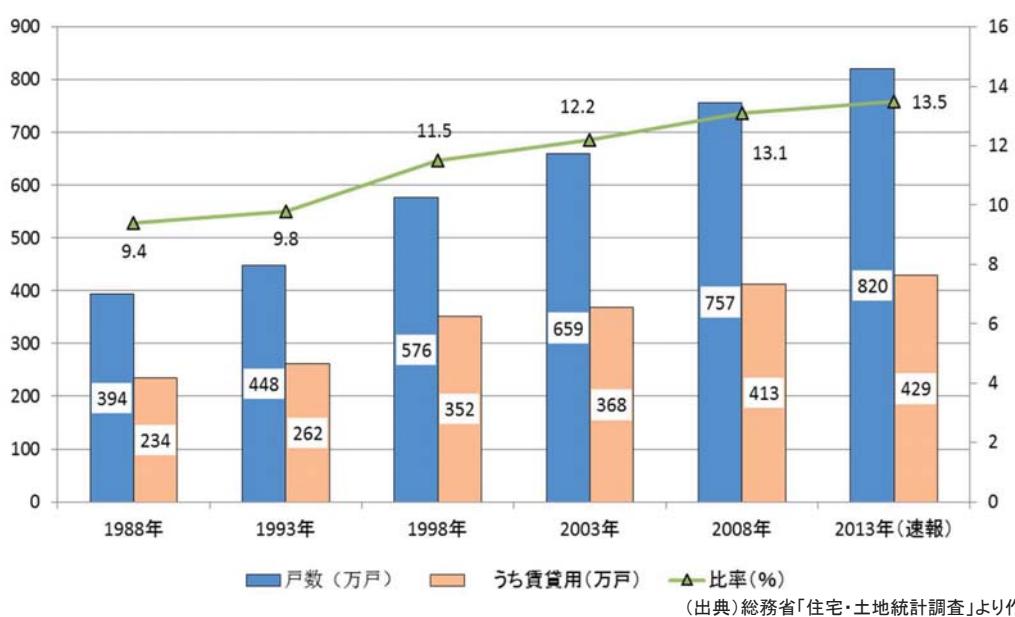
## 【地域包括ケアシステムの要素】



3

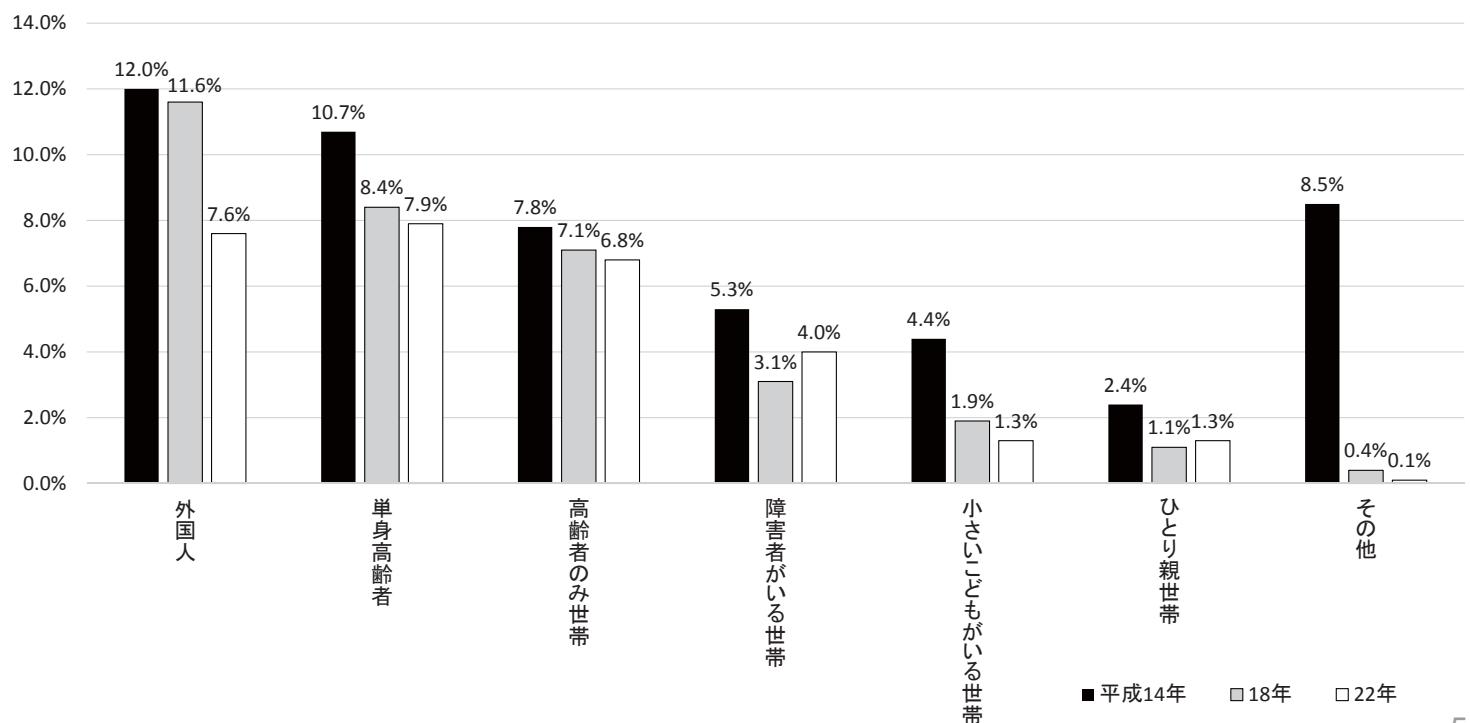
日本の高齢者世帯の持家率は、約8割と高い。賃貸住宅の空き家も増えている。

## 【空き家の戸数と空き家率の推移(全国)】



4

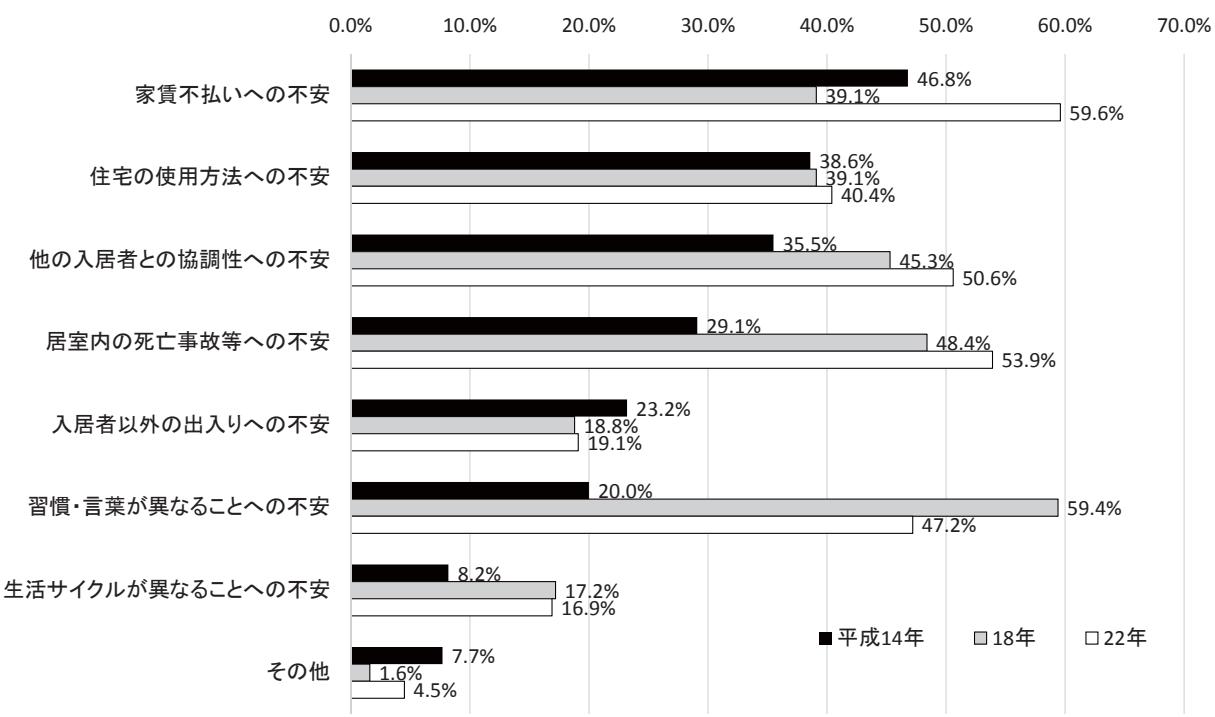
## 【民間賃貸住宅の入居制限の対象】



(出典)日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査」より算出・作成

5

## 【民間賃貸住宅の入居制限の理由】



(出典)日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査」より作成

6



空き家は増えてる。  
家賃収入は増やしたいけど、  
若い人は増えない。  
でも、高齢者は孤独死が心配…



老人ホームに入るのはまだ早い。  
アパートを借りてこの地域で暮らしたい。  
でも、一人暮らしで、子どもは都会で暮ら  
してるので、何かあったとき…。

在宅医療・在宅介護と言っても、  
地域に住む場所がないと…

7

## 2 「地域善隣事業」の構想

低所得高齢者の住まいと生活支援の在り方に関する調査研究(高齢者住宅財団・平成23~25年度老人保健健康増進等事業)において提唱。

### 地域善隣事業の思想

大正末期から昭和初期にかけては、社会経済状況の変動や都市化の進行によって、地域社会における生活困窮者が顕在化し、その解決が大きな社会問題となっていた。こうした中で、生活困窮者の教育、子弟の育成、生活相談等を総合的に展開する民間の拠点が設置されていくことになった。これが「善隣館」である。

我が国における先達の努力と伝統を継承して地域の相互扶助を再構築することを目指すことが、本研究で提唱する事業の基本的な哲学である。

高齢者住宅財団『低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究報告書』より

- 公費だけに依存しない自立的なモデルを目指す。  
= 持続可能性。力ネだけで解決するか否か？
- 民間主導の事業構築。  
= 制度の隙間、硬直性の排除、行政はできない役割。

8

「地域善隣事業」 = 「仕様書」であり、「設計図」ではない。

「地域善隣事業」では、目的と求められる機能・性能(仕様書)は定めるが、事業の細かい実施方法(設計図)は定めない。

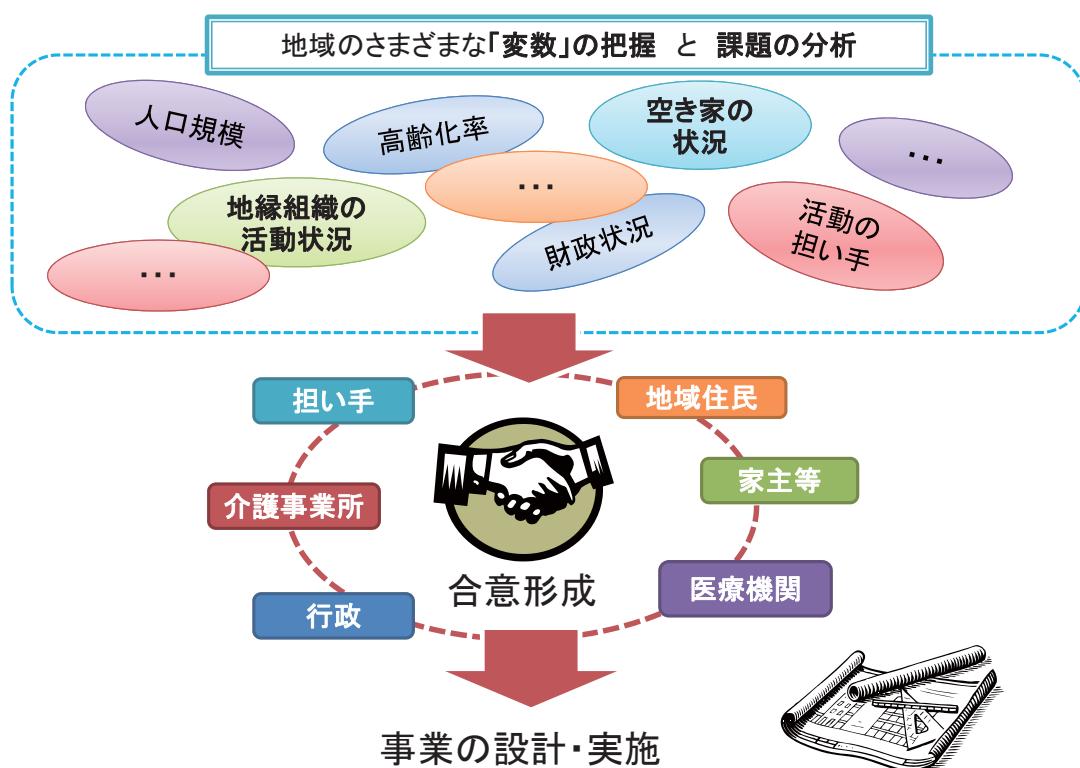


全国一律・統一的な「地域居住モデル」は成立しえない。= 必要なのは「ご当地モデル」

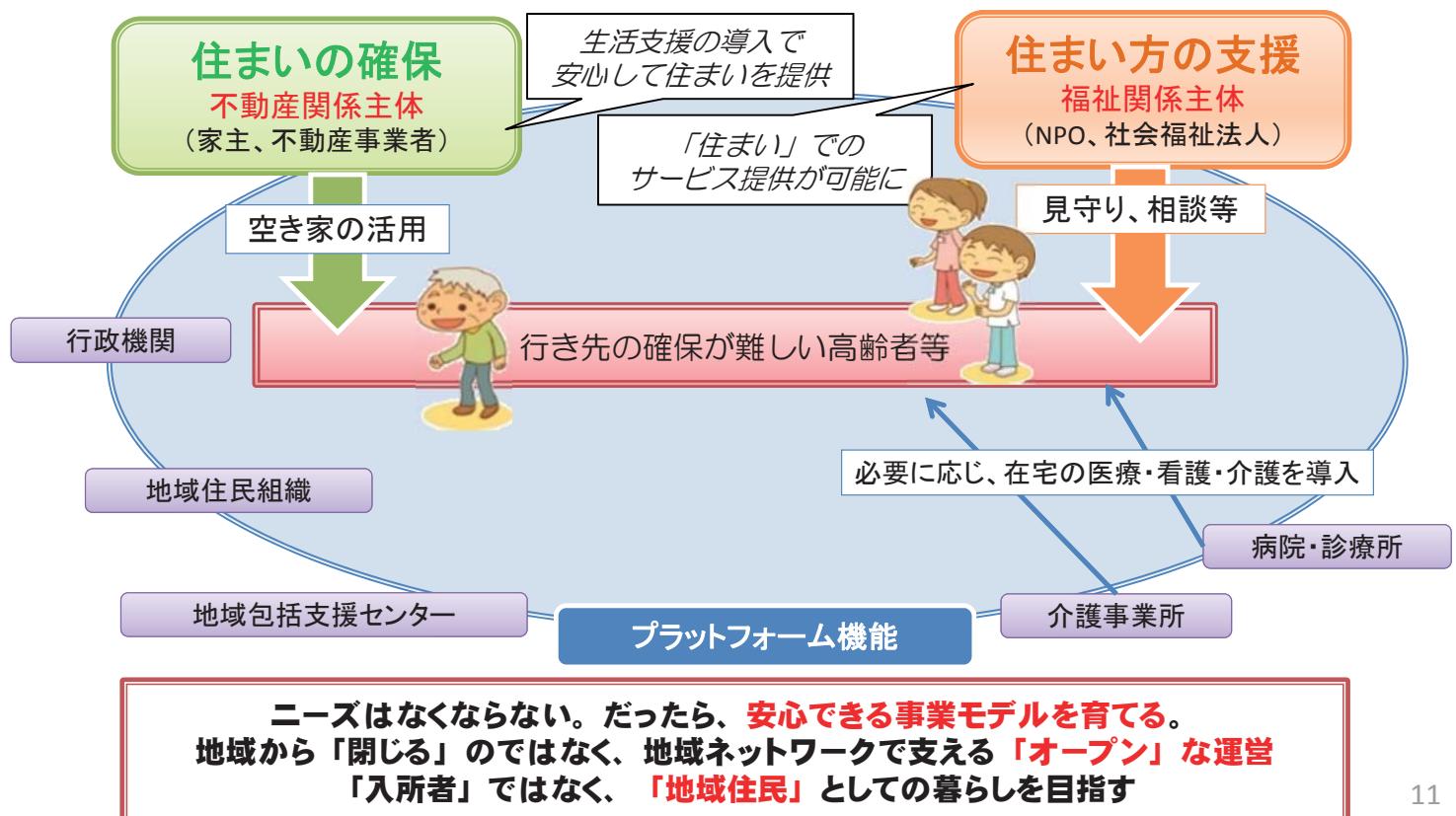
### 【地域善隣事業の「仕様」】

- ① 低所得・低資産である、社会関係資本による支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である又はそのおそれのある者を対象。
- ② 上記対象者が、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるよう支援。
- ③ 支援は、ハードとしての「住まいの確保」とソフトとしての「住まい方の支援」の2本柱。
- ④ 「住まいの確保」は地域の既存資源(空家)を活用し、「住まい方の支援」は、互助の醸成に留意しつつ、個々の対象者に応じた生活支援を実施。
- ⑤ 事業実施に当たり、関係者の協力・連携体制を構築。
- ⑥ 透明性のある利用者主体の事業運営。 → 悪質な「貧困ビジネス」との差別化

9

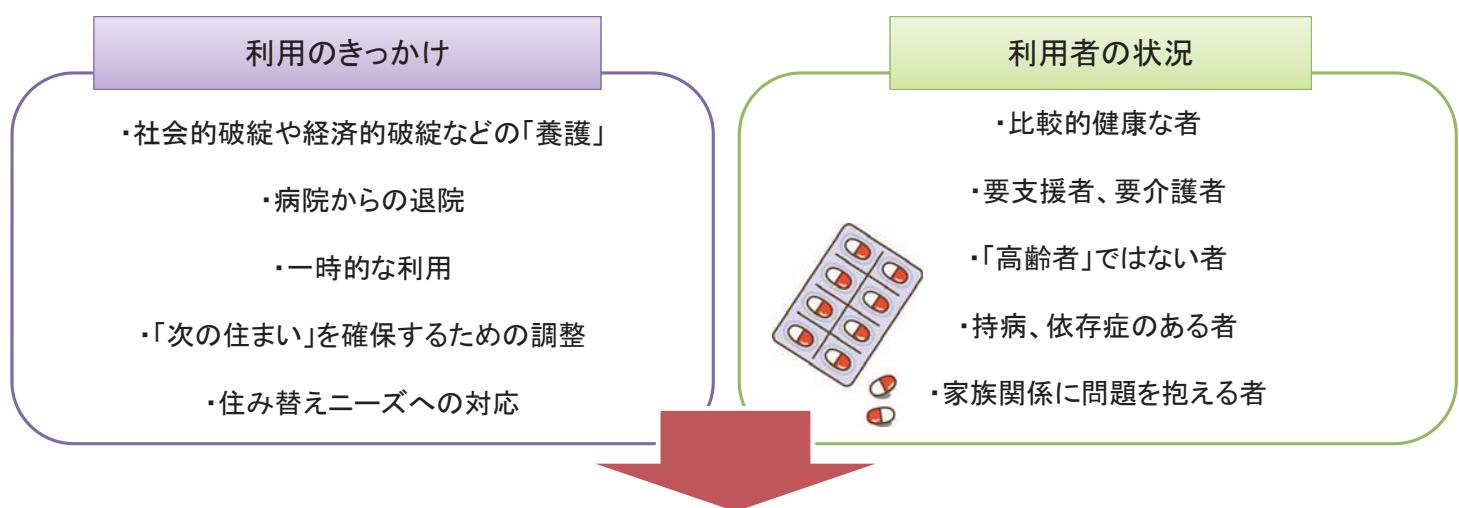


10

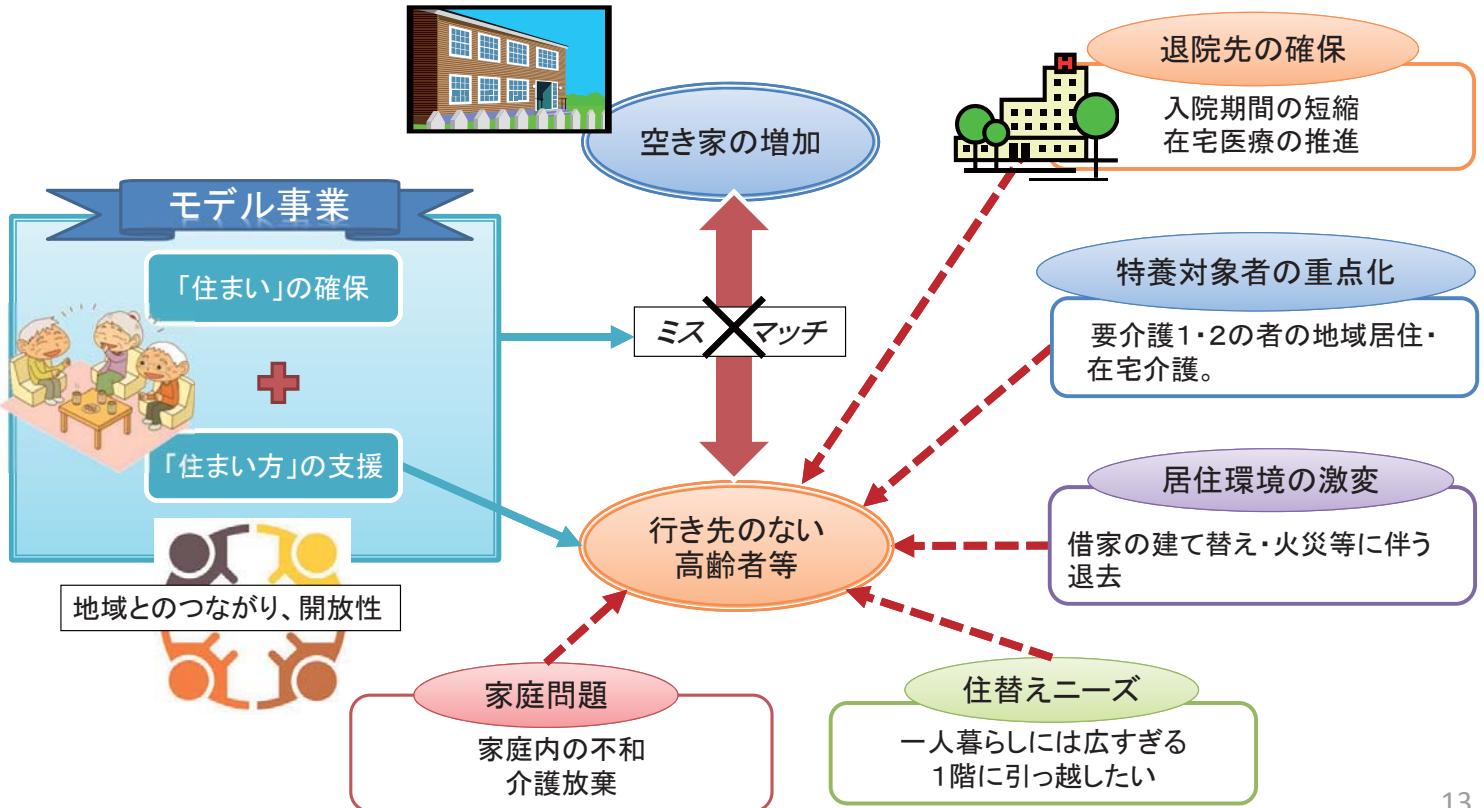


### 3 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の成果

## 1 様々な居住ニーズへの対応

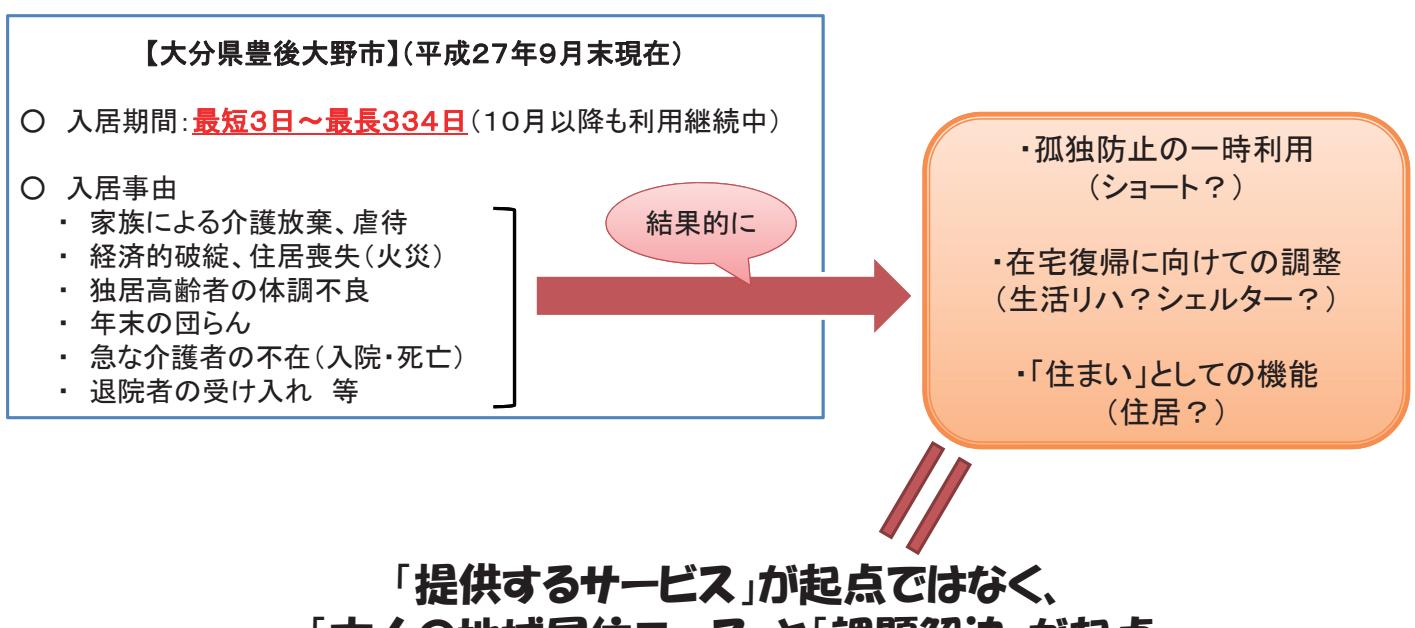


事由・対象者にかかわらず、横断的に「住まいの確保」に対応



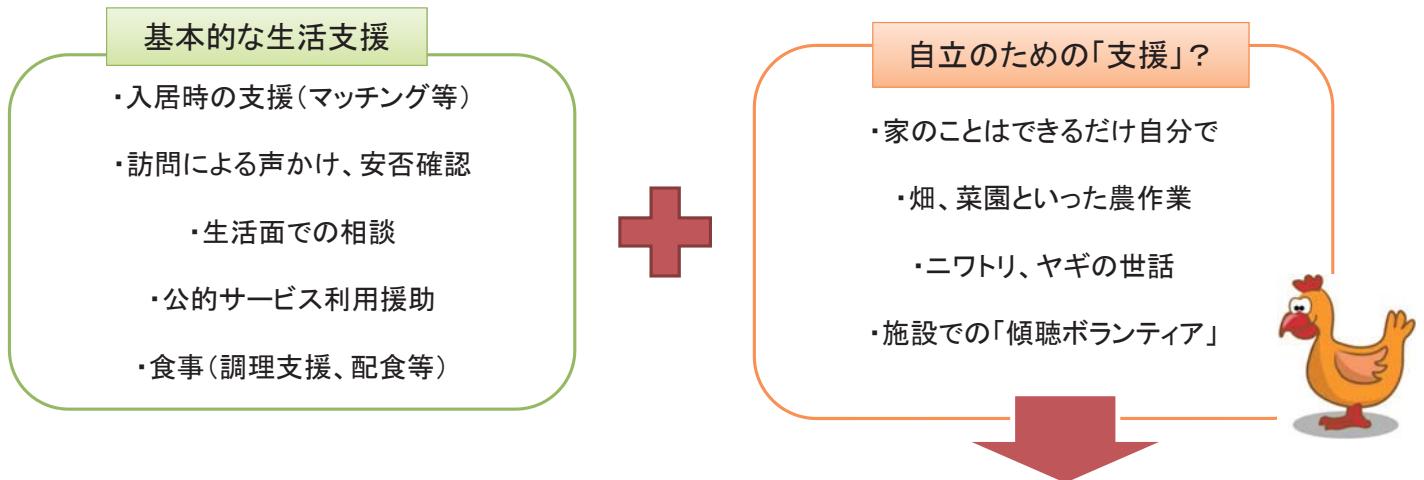
13

## 2 柔軟な事業形態



14

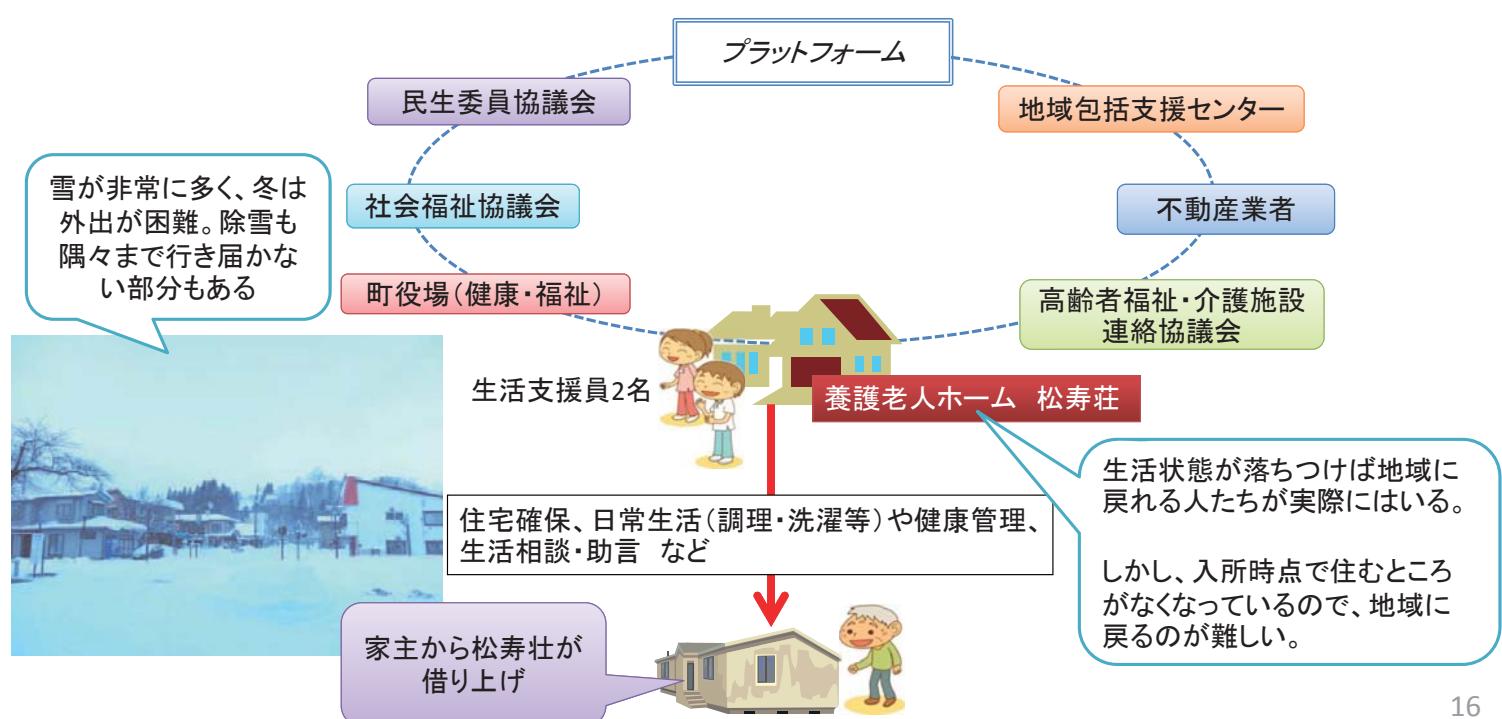
### 3 自立の「意識」と「行動」



事業者が用意した「自立支援」ではなく、本人の意欲・意識による自立

15

### モデル事業例 岩手県雫石町



16

## 【概況】

80代後半の男性。心疾患があり1人暮らしに不安

## 【入居後の生活状況】

### ① 生活支援

- ・調理、買い物などの家事支援、通院の援助
- ・シフト制で、2人の生活支援員のうちの1人が毎日住宅に顔を出す。
- ・洗濯は本人がする。食事の用意も本人がすることもある。

生活支援員がよくやってくれるので安心。

本宅で1人になるのは不安だから、  
ここで暮らし続けたい。

話をする集いの場がもっとほしい。

畠仕事がしたい。

### ② 地域との交流

- ・民生委員からの勧誘で、地域の老人クラブに参加。
- ・山間部暮らしであったが、住宅付近にも、もともと顔見知りの住民がいた。
- ・本宅の近所の方が野菜を持ってきてくれるなど、もともとの付き合いも切れていない。



【松寿社で入所者の話相手】



【畠仕事】



17

## 4 今後の展望 = 研究委員としての考察

### 1 介護保険の事業との関係

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

- 要支援者等に対する訪問型・通所型サービスを総合事業に移行。
- 平成29年4月までに全市町村で実施。



住民主体の自主活動による生活援助などとセットで展開できないか？

#### (2) ライフサポートアドバイザー事業 (LSA)

- バリアフリー化された公営住宅等に入居する高齢者に、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時に  
おける連絡等のサービスを行うもの。
- 介護保険法では、地域支援事業の任意事業とされている。



対象となる建物を柔軟に設定し、市町村の判断で活用可能ではないか？

18

## 2 社会福祉法人改革との関係

※ 社会福祉法等の一部を改正する法律案(昨年国会提出・継続審議中)

「社会福祉充実残額」(=純資産の額から事業の継続に必要な財産額を引いたもの)を保有する社会福祉法人は、

- 社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る「社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を受ける。
- 社会福祉法人は、承認を受けた計画に従って事業を行う。

モデル事業では、既に、社会福祉法人が地域貢献として事業を実施している例もある。



改正法が成立した場合、モデル事業を「先行例」として、広く普及することが可能ではないか？

## 3 養護老人ホームの面的展開

- 老人福祉法の「養護」を必要とする者を対象とするようなケースもある。
- 養護老人ホームの「ソーシャルワーク機能」が発揮されている。



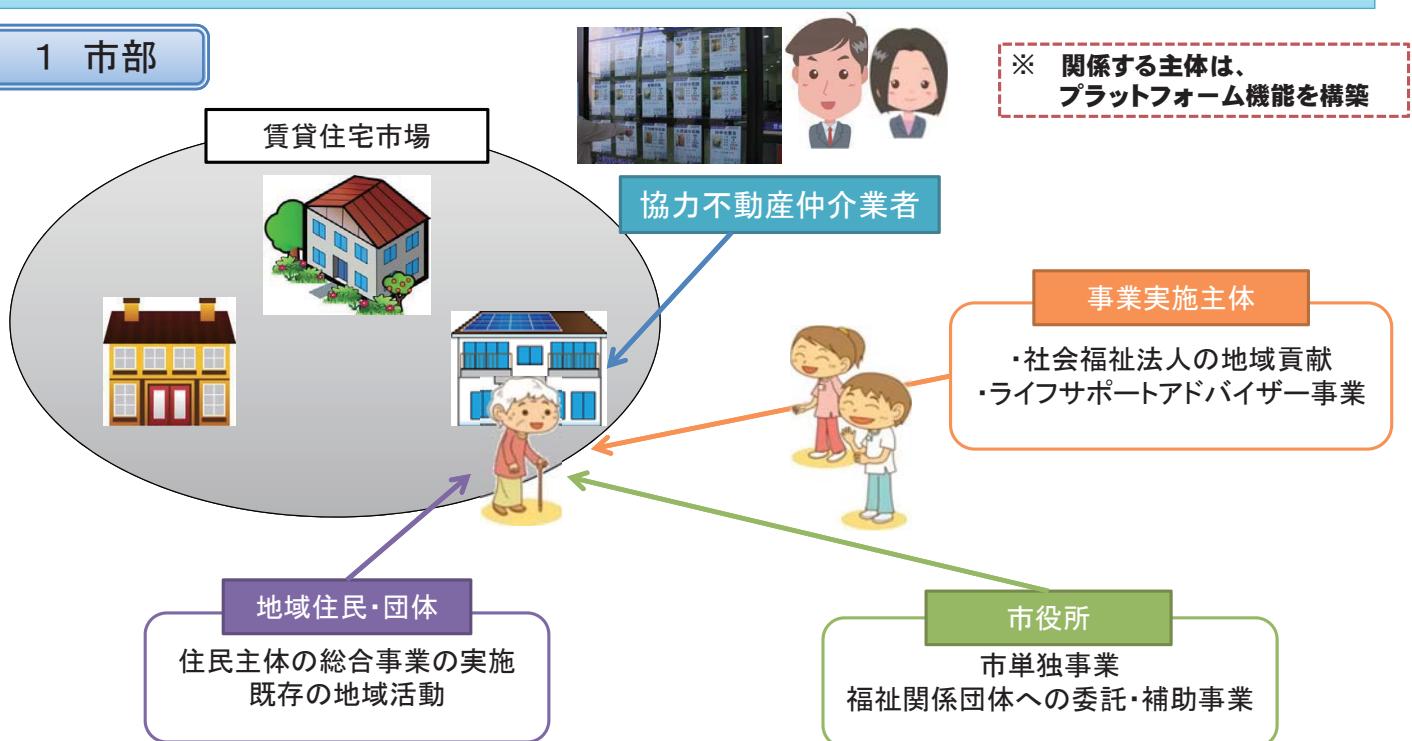
養護老人ホームのソーシャルワーク機能を「施設」に完結させず、地域で「面的」に展開できないか。

19

## 【想定しうる今後の事業展開の例】

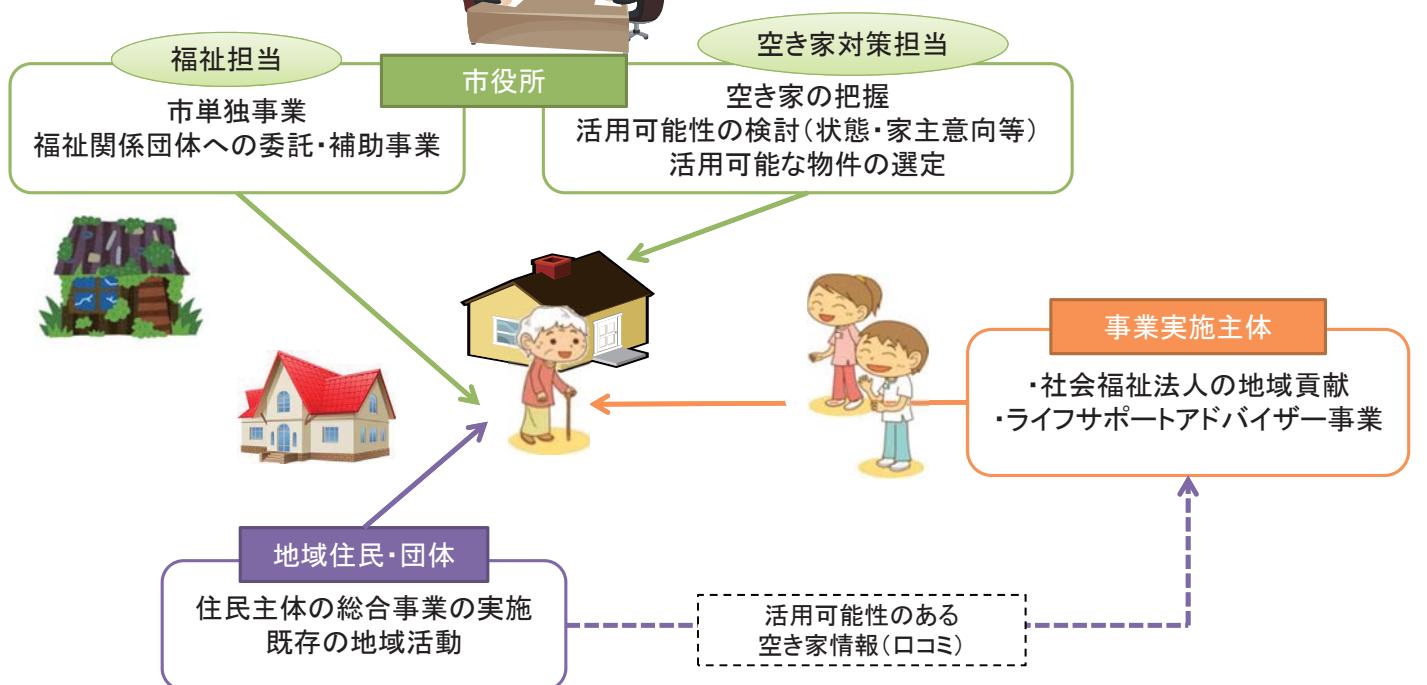
※ 事業モデルを限定するものではない

### 1 市部



20

## 2 郡部・旧町村部

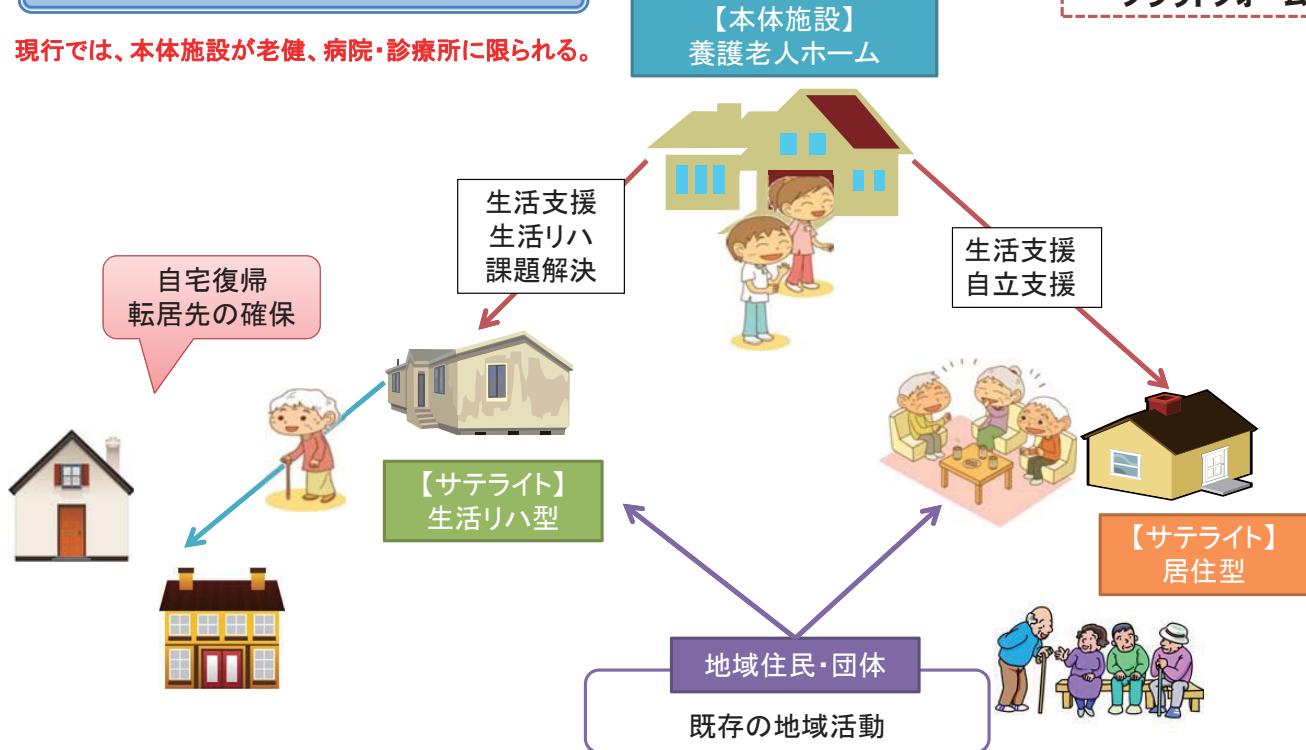


21

## 3 養護老人ホームの地域展開

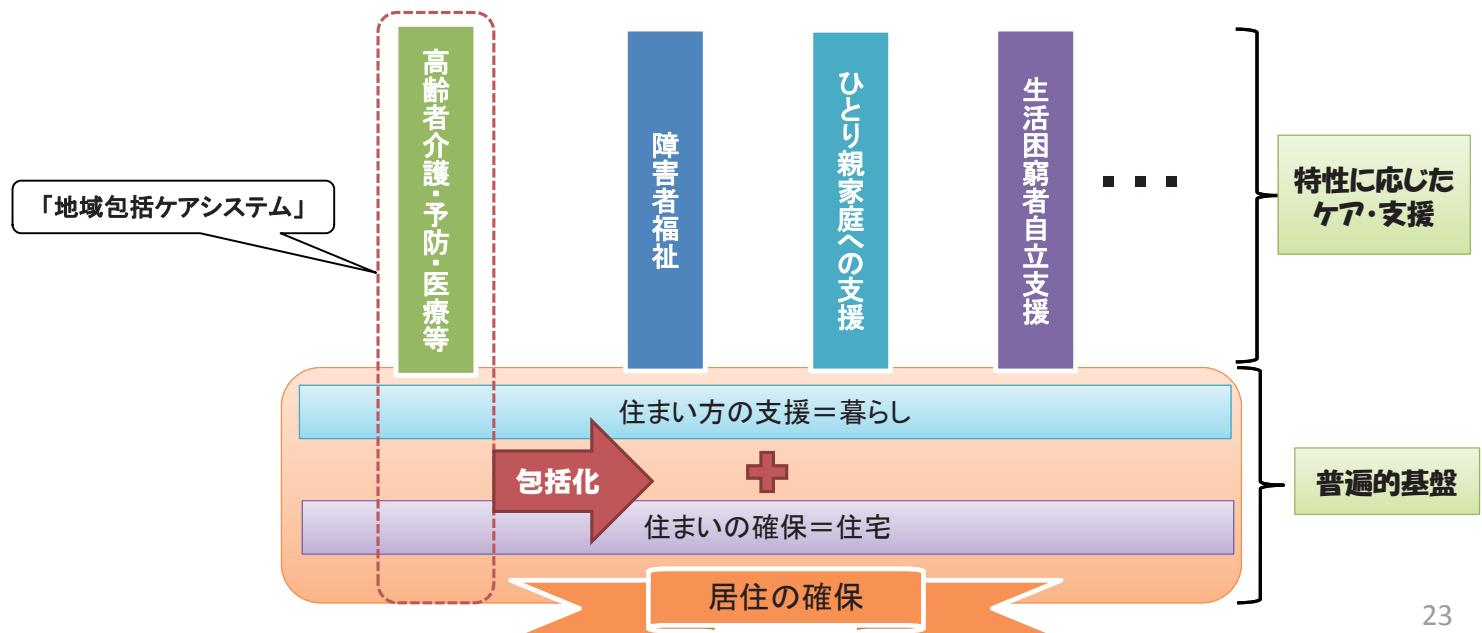
現行では、本体施設が老健、病院・診療所に限られる。

※ 関係する主体は、  
プラットフォーム機能を構築



22

「住まい」と「住まい方」を福祉の共通基盤化する = 地域包括ケアシステムの「包括化」



23

ご清聴ありがとうございました

